

小規模な課税客体に対する現行の主な配慮方策一覧（地方税）

	法人事業税	個人事業税	個人住民税 (所得割)	固定資産税
方式	・ 軽減税率方式	・ 基礎控除方式	・ 基礎控除方式	・ 免税点方式
概要 要	年間所得400万円以下部分及び年間所得400万円～800万円以下部分について、軽減税率を適用	290万円の事業主控除	所得割の33万円の基礎控除	同一の市町村内において同一の者の課税標準額が、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円未満である場合は課税しない

銀行業等に対する外形標準課税の導入について

1 目的

安定的な税収及び税負担の公平性の確保

2 根拠

現行事業税の課税標準の特例規定を活用(地方税法第72条の19)

3 納税義務者

都内で事業活動を行う法人のうち、銀行業又はこれに類する事業を営むもの。ただし、当該事業年度末の「資金量」の残高が5兆円以上の法人に限る。

(都市銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、日本銀行等)

4 課税標準

当該事業年度の「業務粗利益」

※ 「業務粗利益」＝「資金利益」＋「役務取引等利益」＋「その他業務利益」

5 税率

3% (ただし、「特別法人」については2%)

6 分割基準

現行事業税の分割基準を適用

7 その他

(1) 5年間の時限措置とする。

(2) 平成12年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

銀行業等に対する東京都の外形標準課税について

〔平成12年2月22日〕
〔閣議口頭了解〕

東京都知事は、平成12年第1回東京都議会定例会に「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例案」の提出を予定しているところである。

この条例案は、地方税法第72条の19に基づくものであるが、およそ、税制については、国税・地方税を問わず、公平・中立等の租税原則に則ることはもとより、他の政策目的との整合性等にも十分な配慮がなされなければならない。

国としては、東京都案は、下記の問題を孕むものであると認識するものであり、東京都において慎重な対応を求めたい。

記

1. 銀行業等という特定の業種のみに対して外形標準課税を新たに導入すること、資金量5兆円以上の銀行業等に対象を限定することに合理的理由があるか疑問がある。
2. 地方税法第72条の19により外形標準課税を導入する場合には所得等を課税標準とする場合の「負担と著しく均衡を失することのないようにしなければならない」（地方税法第72条の22第9項）と

されており、この規定との関係において、東京都案には疑問がある。

3. 法人事業税の税額は、法人税の課税所得の計算上損金の額に算入される（法人税法第22条第3項）こと等から、東京都案によれば、實際上、今後、東京都以外の地方団体の法人関係税及び地方団体全体の地方交付税原資が減少することになる。
4. これまで、政府税制調査会を中心に、47都道府県全てにおいて幅広い業種を対象に薄く広く負担を求める外形標準課税を導入することを検討してきている中で、東京都だけが独自に銀行業等という特定の業種について業務粗利益を課税標準として導入することが妥当か疑問がある。
5. 日本経済の状況を考えると、金融システムの安定を確保することが喫緊の政策課題である。このため、金融機関の健全性強化のための自助努力に加えて、国としても公的資金を用い、最大限の取組みを行っているところである。今回の東京都案は、こうした金融安定化策と整合性を欠くものである。

東京都案が実施されることとなれば、銀行等の自己資本の減少とともに、不良債権処理の遅延、経営健全化計画の履行及び公的資金の返済への支障、金融再編への悪影響、金融機関間における競争条件の不均衡、といった問題が生じることが懸念される。

また、世界の金融センターを目指す東京金融市場に対する予見可能性、信頼性について、国際的な疑念を招くおそれがある。

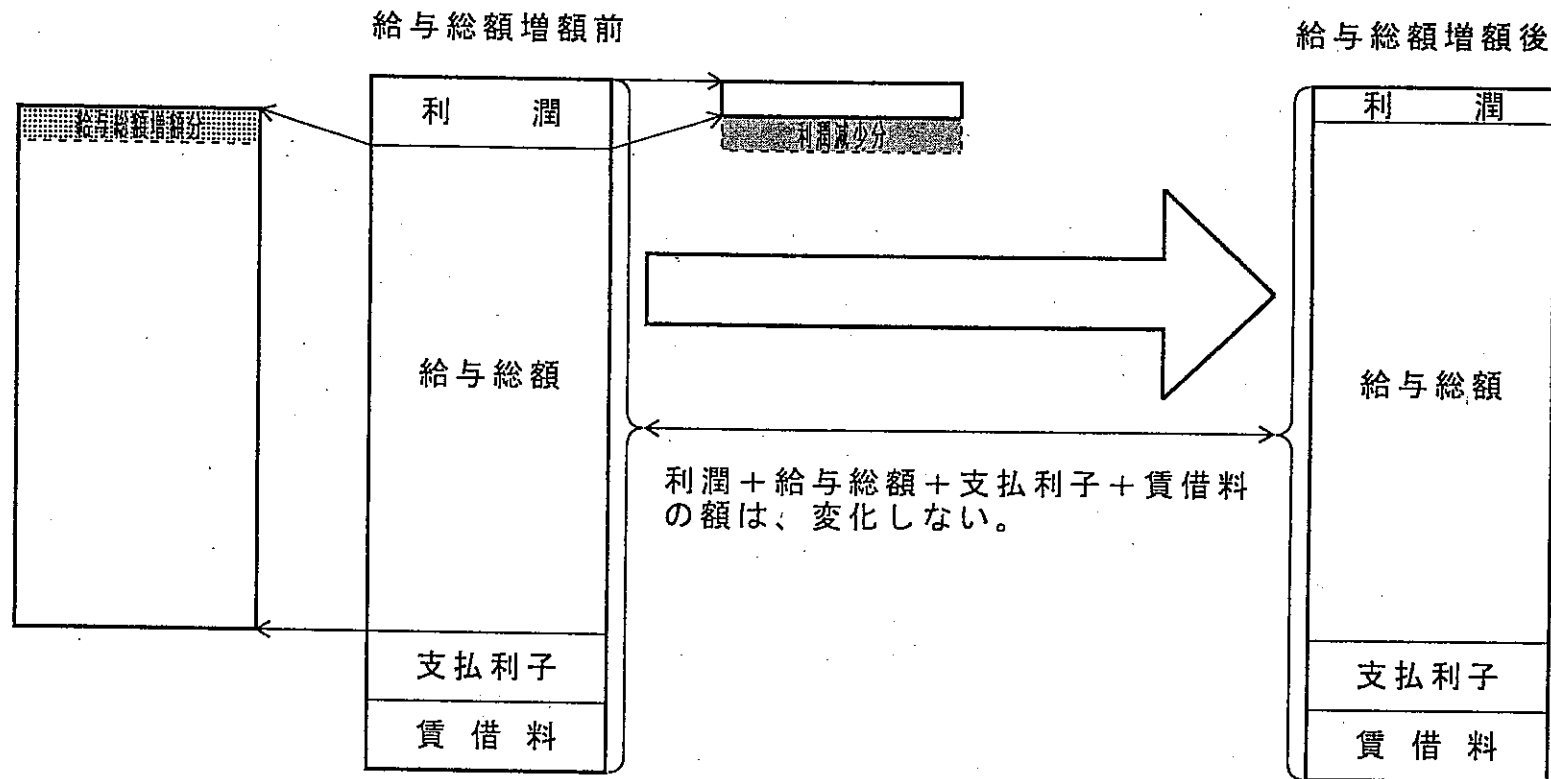
各配慮方策の効果の特徴

	軽減税率方式	基礎控除方式	免税点方式	導入率変更方式
特徴	・ 軽減税率の対象となる法人を含め、全ての法人に対して薄く広く負担を求めることができる。 ・ 課税庁の事務負担が他の方式と比べて、大きいのではない。	・ 課税標準が基礎控除額以下の法人については、納税義務が生じない。 ・ 課税標準が基礎控除額以上の法人の税額も軽減される。 ・ 免税点方式に比べ、課税標準が基礎控除額を超えた段階から税負担が急激に増加することはない。 ・ 薄く広く税の負担を求めるという外形標準課税の導入意義にそぐわないのではない。	・ 課税標準が免税点以下の法人については、納税義務が生じない。 ・ 課税標準が免税点を超えた段階から急激に税額が増加する。 ・ 薄く広く税の負担を求めるという外形標準課税の導入意義にそぐわないのではない。	・ 税負担の変動幅を緩和することになる。 ・ 導入率が低いと外形標準課税の導入意義が薄れるのではない。

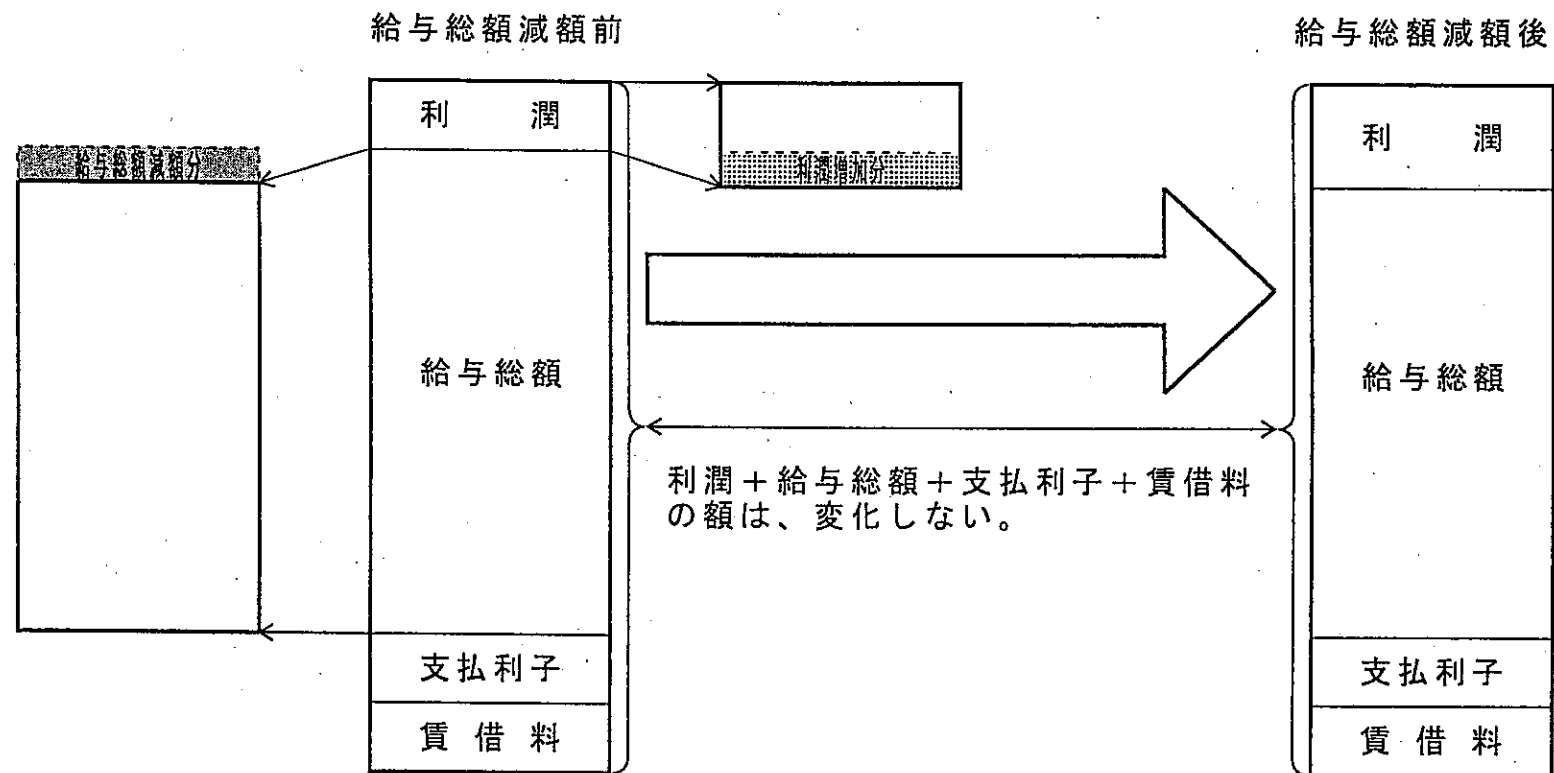
給与総額と利潤の関係

- 1 損金と利潤の関係
原則として、
- 損金の増加→利潤の減少
 - 損金の減少→利潤の増加

業績や経営環境が変わらないにもかかわらず、給与総額だけを増額すると、



業績や経営環境が変わらないにもかかわらず、給与総額だけを減額すると、



現行地方税法における事業税の課税標準

現在、法人事業税は大多数の法人については所得（及び清算所得）を課税標準として課されているが、現行地方税法においても、下記のとおり外形基準による課税が採用可能とされている。

根 拠 規 定	課 税 標 準（外形基準）
法第72条の19	・ 資本金額 ・ 売上金額 ・ 家屋の床面積又は価格 ・ 土地の地積又は価格 ・ 従業者数 等 左のものと所得との組合わせも可能

（参照条文）

（法人の事業税の課税標準）

第72条の12 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業にあつては各事業年度の収入金額、その他の事業にあつては各事業年度の所得及び清算所得による。

（事業税の課税標準の特例）

第72条の19 法人の行う電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業以外の法人又は個人の行う事業に対する事業税の課税標準については、事業の状況に応じ、第72条第1項《事業税の納税義務者等》、第72条の12《法人の事業の課税標準》及び第72条の16《個人の事業税の課税標準》の所得及び清算所得によらないで、資本金額、売上金額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数等を課税標準とし、又は所得及び清算所得とこれらの課税標準とあわせ用いることができる。

（事業税の標準税率等）

第72条の22 （第1項～第8項 略）

9 道府県が第72条の19の規定によつて事業税を課する場合における税率は、第1項、第2項、第6項及び前項の税率による場合における負担と著しく均衡を失することのないようにしなければならない。

營業税・事業税の課税標準の特例規定の変遷

○ 大正十五年

第十八條 地方税ニ關スル法律
ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 地方税ニ關スル法律施行規則
營業税ハ營業ノ純益ヲ標準トシ又ハ營業ノ收入金額（賣上金額、請負金額、報償金額ノ類ヲ含ム）資本金額、營業用建物ノ賃貸價格若ハ從業者ノ數ヲ標準トシテ之ヲ賦課シ又ハ定額ヲ以テ之ヲ賦課ス
前項ノ課税標準其ノ他營業税ノ賦課方法ニ付テハ當分ノ間内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クベシ

○ 昭和二十二年

第四十八條の三 地方税法
特別ノ必要アル場合ニ於テハ營業税ノ課税標準ニ關シテハ營業ノ種類ヲ限リ内務大臣ノ許可ヲ受ケ第四十八條ノ規定ニ依ル純益ト外他ノ標準ヲ併セ用ヒ又ハ第四十八條ノ規定ニ依ル純益ニ依ラザルコトヲ得

○ 昭和二十三年

（事業税の課税標準の特例）
第六十九條 地方税法
事業税の課税標準については、事業の情況に應じ、第六十三條第一項の所得によらないで資本金額、賣上金額、家屋の床面積若しくは賃貸價格、土地の地積若しくは賃貸價格、従業員數等を標準とし、又は同項の所得とこれらの標準とを併せ用いることができる。この場合における賦課率は、命令で特別の定をなすものについてはその定により、その他のものについては、第六十七條の賦課率による場合における負担と著しく均衡を失することのないように、これを定めなければならない。

○ 昭和二十五年

地方税法

（事業税の課税標準及び税率の特例）

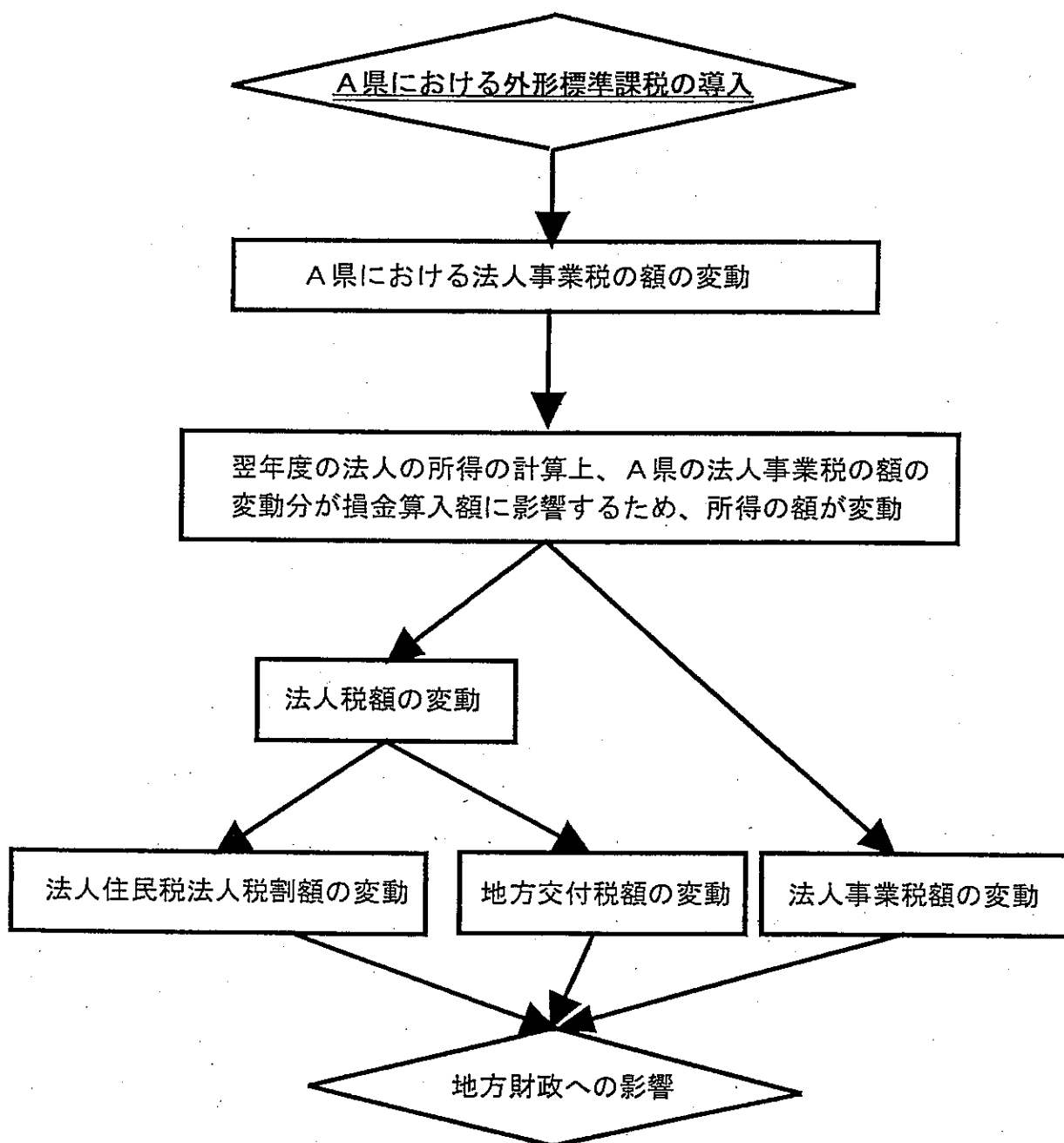
第七百四十九條 略

第七百五十條 略

第三 第一項に規定する事業以外の事業に対する事業税の課税標準については、事業の情況に應じ、第七百四十一條第一項及び第七百四十四條の所得によらないで資本金額、賣上金額、家屋の床面積若しくは賃貸價格、土地の地積若しくは賃貸價格、従業員數等を課税標準とし、又は所得とこれらの課税標準をあわせ用いることができる。この場合における税率は、第七百四十六條の税率による場合における負担と著しく均衡を失することのないように定めなければならない。

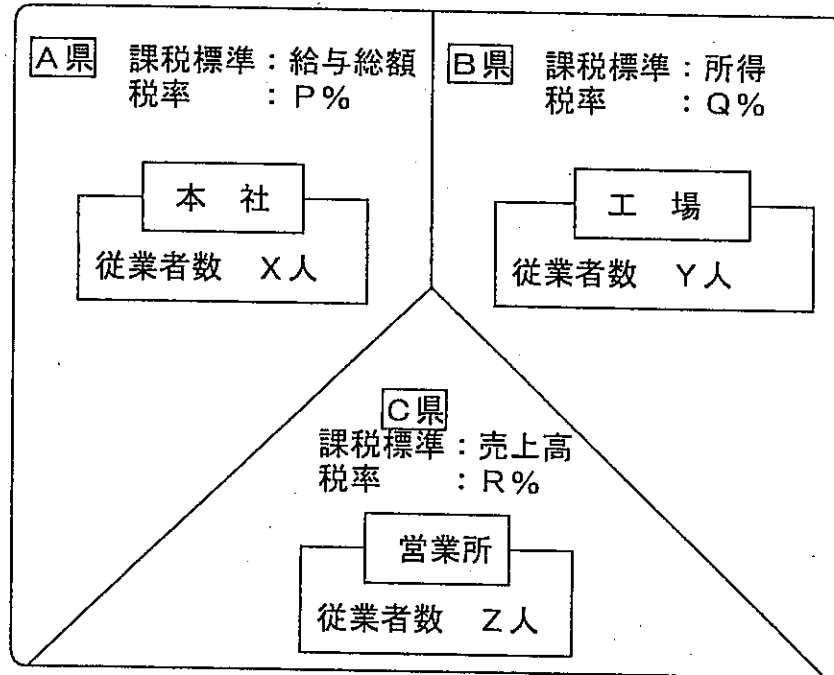
（注）右記法令の抜粋は、一部常用漢字で表記している部分がある。

ある地方団体が独自に外形標準課税を導入した場合に
他の地方団体の税収等に与える影響



外形標準課税の単独導入と全国導入の場合における申告事務の比較

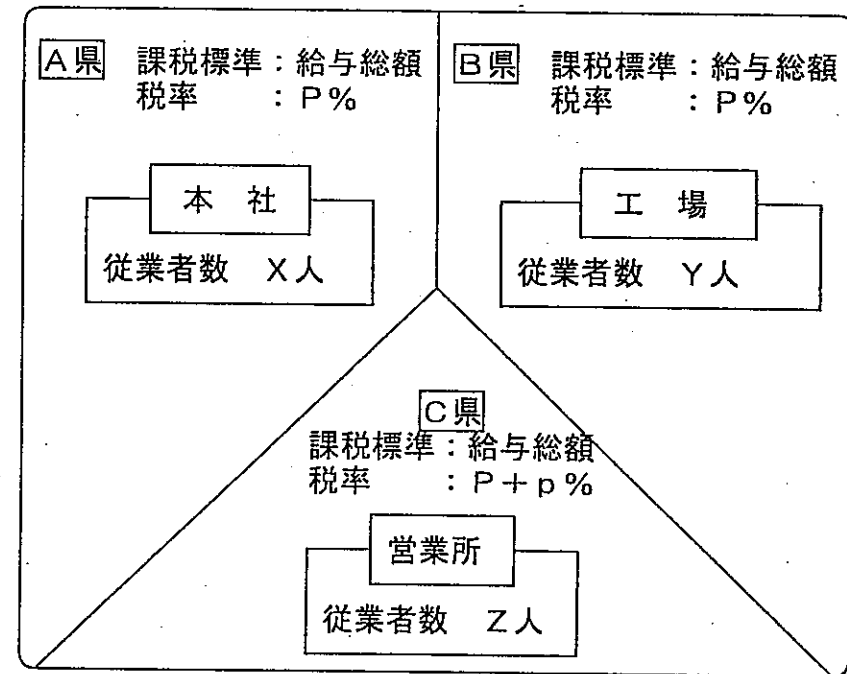
ある地方団体が地方税法第72条の19に基づき
独自に外形標準課税を導入した場合の申告事務
(分割基準が従業者数のみの法人である場合)



(申告に必要な事務)

- 給与総額、所得、売上高の3種類について、企業全体の課税標準を積算する必要有り。

全国的に外形標準課税を導入した場合の申告事務
(分割基準が従業者数のみの法人であり、
導入する外形基準が給与総額である場合)



(申告に必要な事務)

- 課税標準の積算は、企業全体の給与総額(1種類)について行えば足りる。
- なお、各地方団体毎に税率に差がある場合(例：C県)もあるが、分割された後の課税標準に各々の地方団体の税率を乗じて算定し申告納税する事務は特に増大しない。